

令和8年度森林経営プランナー認定要件に係る協会指定研修

森林施業プランナー協会では、森林経営プランナー認定要件の一つとして、「森林経営プランナー認定要領」において、協会が指定する研修の受講を規定しております。
令和8年度の新規認定申請に必要な研修を下表に取りまとめましたのでご参照ください。

≪森林経営プランナー新規認定申請に必要な専門研修≫

研修名	実施日
【令和3年度】森林経営プランナー育成専門研修（第1回～第6回）	実施済み
【令和4年度】森林経営プランナー育成専門研修（第1回～第4回）	実施済み
【令和5年度】森林経営プランナー育成専門研修（第1回～第3回）	実施済み
【令和6年度】森林経営プランナー育成研修（専門）第1回～第2回	実施済み
【令和7年度】第1回森林経営プランナー育成研修（専門）	実施済み
【令和7年度】第2回森林経営プランナー育成研修（専門）	令和8年1月29日(木)・30日(金)

≪森林経営プランナー新規認定申請に必要な一般研修≫

研修名	実施日
【令和3年度】森林経営プランナー育成一般研修（第1回～第4回）	実施済み
【令和2年度補正】林業経営体強化一般研修（第1回～第4回）	実施済み
【令和4年度】森林経営プランナー育成一般研修（第1回～第4回）	実施済み
【令和3年度補正】林業経営体体制強化研修（第1回～第4回）	実施済み
【令和5年度】森林経営プランナー育成一般研修（第1回～第3回）	実施済み
【令和6年度】森林経営プランナー育成研修（一般）第1回～第2回	実施済み
【令和7年度】第1回森林経営プランナー育成研修（一般）	実施済み
【令和7年度】第2回森林経営プランナー育成研修（一般）	令和8年1月14日(水)

- ◎ ≪専門研修≫と ≪一般研修≫を各1回受講することが認定要件の1つとなっております。
- ◎ 認定申請の際は、各研修の修了証書の写し(有効期限内のもの)が必要です。
- ◎ 修了証書の有効期限は修了年度の翌年度から5年です。

